

## 新たな行政評価制度案について（概要）

### I はじめに

本市における行政評価は、これまで事務事業評価を中心に行い、施策評価については長期計画策定時に前計画を定性的に評価する形で実施してきた。今回、評価指標等を設定した新たな施策評価を導入することで、自治基本条例及び第六期長期計画に基づく、目的を歳出削減に限定せず、説明責任や成果・効率の向上など、行政活動の質をより高めることを主眼においた行政評価制度を構築する。

### II 行政評価の目的

- ① 長期計画の策定及びその実現に向けて、限られた経営資源を優先度の高い施策に配分するとともに、効率的で質の高い施策を継続的に実行すること。
- ② 市民への説明責任を果たし、透明性の向上を図ること。

### III 行政評価の全体像

新たな行政評価制度における施策評価では、これまで長期計画策定時に施策評価として作成してきた「前長期計画の実績と評価」に代えて、施策評価シートを活用することにより、長期計画の基本施策を評価することとする。

なお、施策の実現のために行っている事務事業の見直し（事務事業評価）については、引き続き毎年度実施する。

|    | 施策評価         | 事務事業評価                                                   |
|----|--------------|----------------------------------------------------------|
| 主体 | 長期計画の策定委員会   | 【1次評価】評価対象事業を所掌する部課長等<br>【2次評価】市長<br>※行財政改革推進本部での審議を経て決定 |
| 対象 | 基本施策（施策を含む。） | 事務事業                                                     |
| 時期 | 長期計画等の策定時    | 毎年度                                                      |

### IV 施策評価

#### 1 施策評価の目的

基本施策の方向性を見直し、施策の優先順位付け、施策の内容を見直し、事業の方向性等の見直しを行うことを目的に実施する。

#### 2 施策評価の方法

各基本施策に設定した評価指標を参考にして、以下に示す評価の視点に基づき、評価を実施する。

##### （1）評価指標

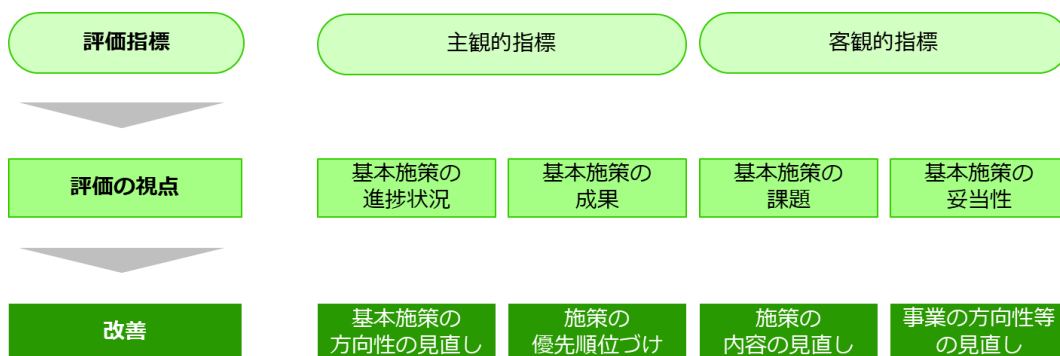
評価にあたっては、各基本施策に対する市民意識調査等による主観的指標の視点と、各

基本施策の達成状況を表す客観的指標の視点を取り入れ、2つの指標の達成度等を評価の参考とする。

## (2) 評価の視点

以下の4つの評価の視点に基づいて評価する。

- ① 基本施策の進捗状況（計画通り実施したか）
- ② 基本施策の成果（成果があげられたか、目標を達成できたか）
- ③ 基本施策の課題（なぜ目標を達成できなかったのか、資源を最小化できないか）
- ④ 基本施策の妥当性（ニーズや重要性の変化に鑑みて方向性は妥当か）



## (3) SDGsの視点

長期計画に掲げる施策の実現に向けて取り組むことがSDGsの基本理念に沿った取組みになると考える。そこで、本市の施策が、SDGsのどの目標と紐づくのかについて、施策評価シートを記載する中で分かりやすく示した記述を行うこととする。

## 3 実施（導入）スケジュール

第六期長期計画・調整計画の策定を行う令和4年度及び5年度に、第六期長期計画の基本施策について、評価指標を設定し、施策評価を試行的に実施する。試行の結果について効果検証を行い、本市の行政評価制度を構築する。

